

○萩市飲用水確保事業補助金交付要綱

平成17年3月6日

(目的)

第1条 この要綱は、市民の行う飲料水及び生活用水（以下「飲用水」という。）確保の事業に要する経費に係る補助を行うことにより、市民の保健衛生の向上を図ることを目的とする。

(補助対象地域)

第2条 補助対象地域は、萩市の水道給水区域（簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設の供給を受ける区域並びに水道整備計画区域を含む。）外の地域とする。ただし、市長が必要と認めるときは、萩市の水道給水区域内であっても補助の対象とすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、前条に規定する補助対象地域に住所を有する者が、飲用水不足を解消するために、個人又は共同で実施するボーリング事業（以下「水源確保事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金交付の対象としない。

- (1) この要綱によるもののほか、当該事業の経費に対して補助を受けるもの
- (2) 工場、事業所等の業務用の飲用施設
- (3) 市税を滞納している者
- (4) この要綱による補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、10年経過していないもの。ただし、急激な地質変化により井戸等が枯渇又は汚染された場合で、市長が特に必要があると認められた場合は、補助対象とすることができる。

(補助金)

第4条 補助金の対象となる事業の経費、補助率及び最高限度額は、次に掲げる経費、率及び額とする。ただし、市長が特に認められた場合は、最高限度額を増額することができる。

事業	経費	補助率	最高限度額
水源確保事業	掘削に要する経費	1 / 2	250,000 円

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に萩市飲用水確保事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、萩市飲用水確保事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、萩市飲用水確保事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業内容の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 事業を実施した後に、当該地域が水道給水区域（簡易水道、専用水道、飲料水供給施設）となる場合は、当該事業に参画すること。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(申請の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、当該交付決定を受けた後第5条に規定する書類の記載事項に変更が生じたときは、萩市飲用水確保事業補助金交付変更承認申請書（別記第6号様式）により、その旨を市長に届け出てその承認を得なければいけない。

2 市長は、前項の変更により、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、萩市飲用水確保事業補助金交付変更決定通知書（別記第7号様式）によりその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、事業の完了後、速やかに萩市飲用水確保事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、事業の成果が適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、萩市飲用水確保事業補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、萩市飲用水確保事業補助金交付請求書（別記第10号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) その他市長において必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、合併前の萩市飲用水確保事業補助金交付要綱（平成16年萩市）、自治振興事業補助金交付規則（昭和55年川上村規則第2号）の規定による村長の特認事業としての補助金交付の取扱いに関する内規（平成2年川上村訓令第1号）、田万川町飲料水確保事業費補助金交付要綱（平成6年田万川町）、須佐町飲料水確保対策事業費補助金交付要綱（平成7年須佐町告示第21号）又は旭村飲料水水源確保事業補助金交付要綱（平成16年旭村）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。